

国内単位互換制度のルールについて

他大学の授業の履修を希望する方は、以下の注意点を確認の上で申請してください。

1. 履修登録上限制度（キャップ制）の対象になります

国内単位互換制度で履修する他大学開講科目もキャップ制の対象になります。

このため、平成28年度以前の入学者については、本学の履修科目の単位数との合計が、履修登録単位数の上限である 50 単位を超えて履修することはできません。

※四大学連合複合領域コースの科目は、これまでと同様キャップ制の対象外です。

2. 重複履修を禁止します

本学と他大学の科目を履修しようとする場合、開講時間が重なっている科目、または通学時間を確保できないほど開講時間が隣接している科目を同時に履修することはできません。これは他大学同士の科目を履修する場合も同様です。

上記のルールに違反して履修した場合は、本学の授業科目、他大学の授業科目ともに単位が認められません。

重複履修となる具体例

- ① 一橋大学とA大学で開講時間が一部又は全て重なっている科目を履修している場合
- ② 一橋大学の1限とB大学の2限を履修しているが、授業と授業の間の休憩時間が15分しかなく、大学間の距離を考慮すると休憩時間中の移動が困難であると判断される場合

重要

他大学の科目の出願手続後に、当該科目の時間帯もしくは隣接する時間帯の本学科目を履修しなければならなくなった場合は、必ず本学教務課に履修辞退を申し出てください。履修辞退の申し出をしなかった場合、上記のとおり両方の単位が認められないこととなります。

他大学の科目の履修辞退をおこなった場合には、辞退した科目はキャップ制の対象には含めません。